

多摩イノベーションエコシステム促進事業 「リーディングプロジェクト」

募集説明会

令和 6 年

本日使用する資料

QRコードもしくはURLからダウンロードしてください。

◆多摩イノベーションエコシステム促進事業

<https://tama-innovation-ecosystem.jp/info/lp/2948/>

もしくは、各ウェブブラウザにて「多摩イノベーションエコシステム」と検索ください。
「お知らせ」内、リーディングプロジェクト応募開始の情報より、募集要項等をダウンロードいただけます

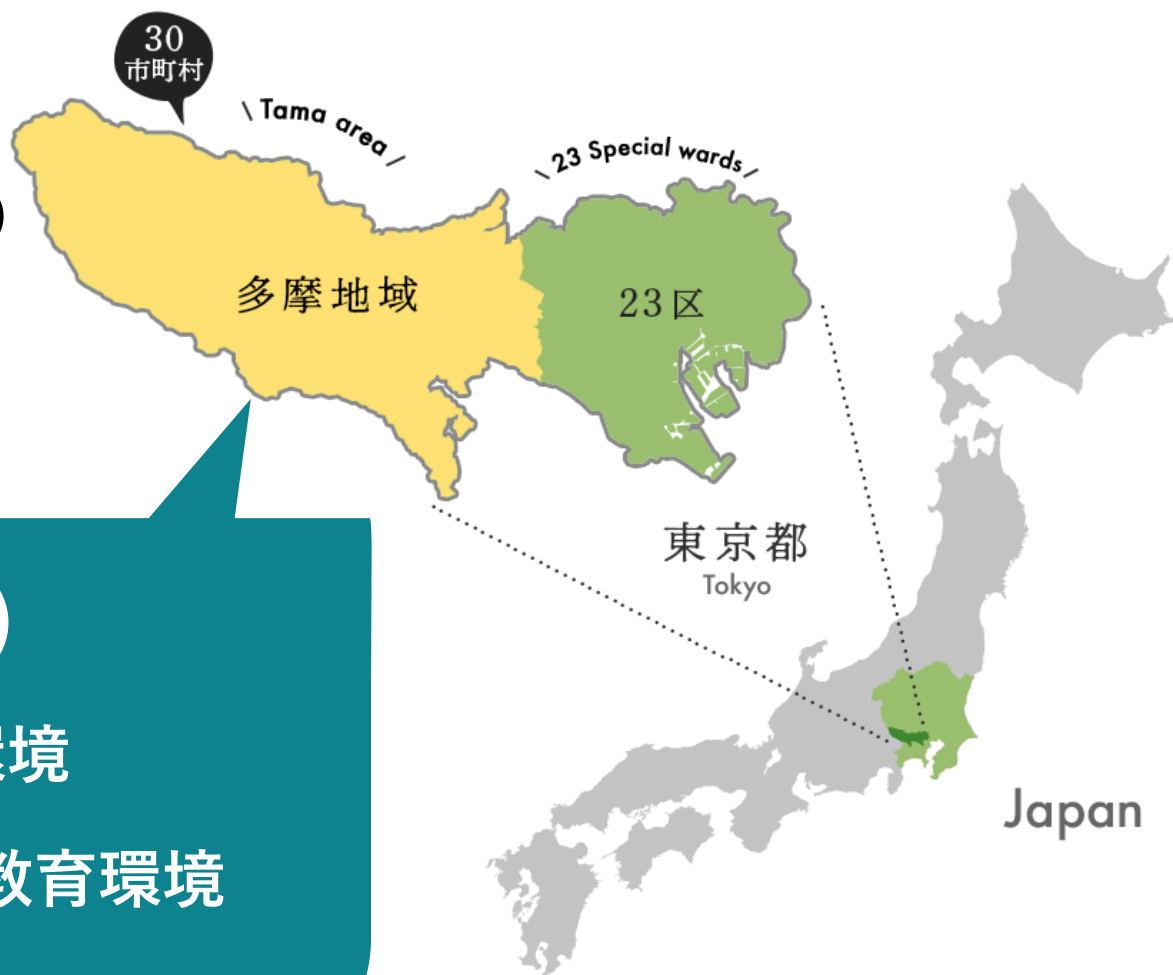


多摩地域とは

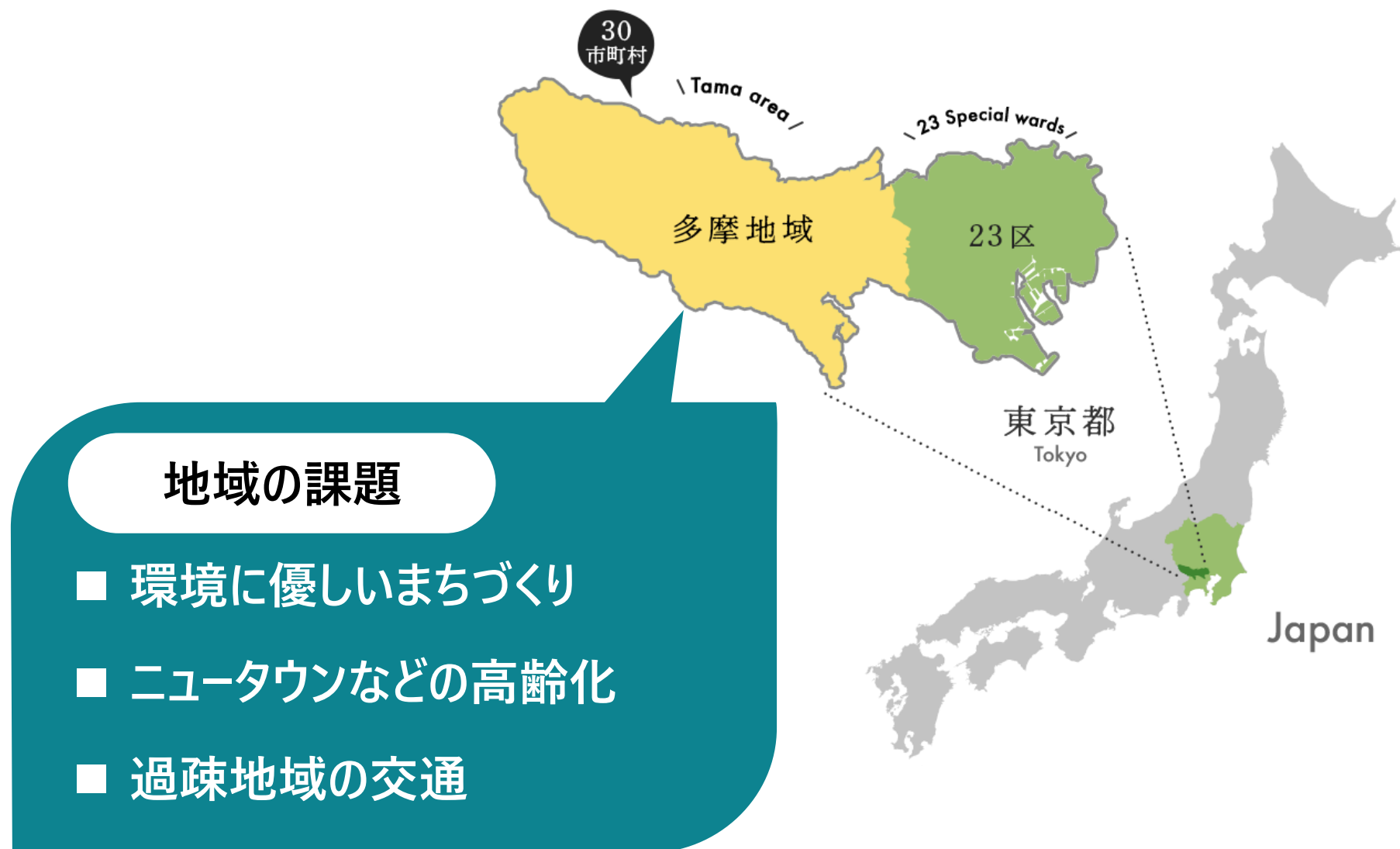
- 人口：
約430万人（約3割）
- 面積：
東京都のほぼ半分

地域の特徴

- 緑あふれる自然環境
- 充実した子育て・教育環境
- 都市の利便性



多摩地域とは



多摩地域の産業の特徴

技術力の高い 中小企業の集積

- ✓ 大規模工場が多数立地していた背景から、
高い技術力を有する中小企業が集積

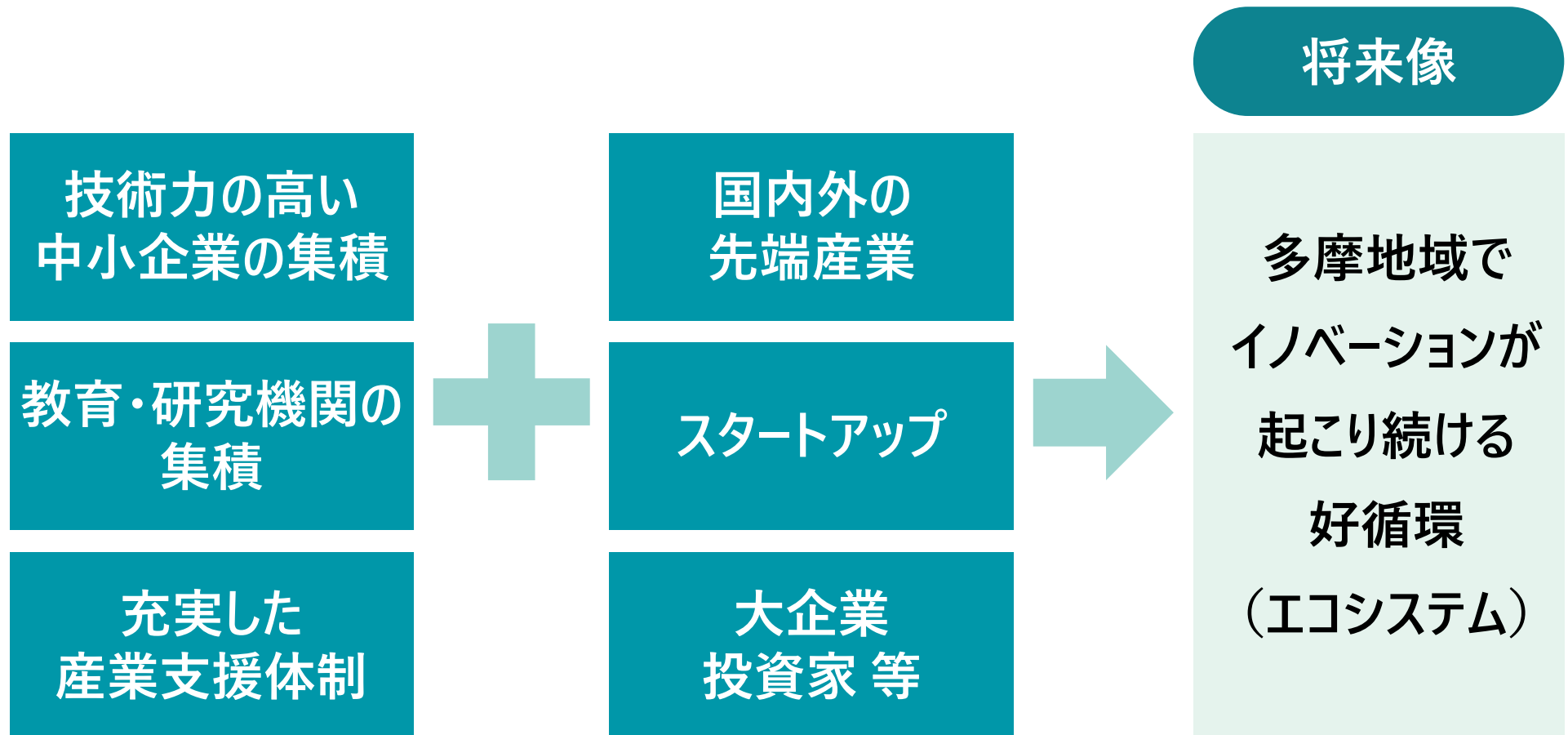
教育・研究機関の 集積

- ✓ **大学**が集積するエリアであり、大企業の**研究機関**も
多数所在

充実した 産業支援体制

- ✓ 鉄道駅の周辺等を中心にセミナーやマッチングなどを行
う**産業支援施設**が多く立地

多摩地域の産業の将来像



取組背景

○多摩イノベーションパーク構想

「世界有数のイノベーション先進エリア」の実現に向けて、
多摩のポテンシャルを活かす取組のギアを上げる

✓ 多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）を開業

- 2022年10月八王子市にて開業し、多摩地区最大級の展示室や、会議室・交流スペース等の複合的機能を提供
- 産学公の広域産業ネットワークの拠点とともに、先端技術のショーケース、MICE開催拠点として活用

集まる地
生まれる知



✓ 東京都立大学における先端研究を推進

- 日本最大級のローカル5G環境を活用した最先端研究を推進するとともに、企業や研究機関等へローカル5G環境などを提供し、産学公の連携を促進
- トップ研究者を招聘し、世界的に影響のある高度な研究を推進

(民間企業等による活用例)
5Gを活用したARアプリの作成



都域を超えた連携促進



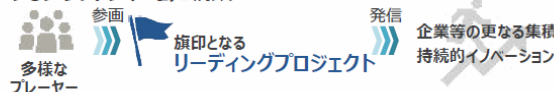
✓ 成長産業分野への参入を支援

- 脱炭素等の成長分野へ参入を図る中小企業に、大企業等とのマッチング機会を提供するとともに事業化等を後押し
- 今後需要停滞が見込まれる産業分野において、技術転用等を支援



✓ 多摩地域のイノベーションエコシステムを促進

- 多様なプレイヤーが連携し多摩の地域課題解決等に取り組む「リーディングプロジェクト」を始動し、成功事例を発信
- イノベーションの種を発掘するため、市民参加型のビジネス創出イベントや情報発信を実施するとともに、地域でプロジェクトを創出するプラットフォームを構築



東京都

地域経済団体

支援機関



中小企業

スタートアップ

市民
多摩イノベーション
コミュニティ

大企業

大学・研究機関

多摩イノベーションエコシステム促進事業とは

多摩地域に集積する技術力の高い中小企業が大学・研究機関など、多様な主体と交流・連携し、イノベーションを起こし続ける好循環をつくるさまざまな取組を進めています

リーディング
プロジェクト

多摩
イノベーション
コミュニティ

企業等の
掘り起こし

情報発信
(WEBサイト等)

多摩地域・
区部向け
イベント

リーディングプロジェクトの実施（概要）

- 多摩地域におけるイノベーション創出を活性化するため、中小企業等の集積と、国内外の先端産業やスタートアップとの活発な融合を推進していく必要がある
- 多摩地域でのイノベーション創出のアドバルーン（成功事例）となるプロジェクトを作り出すため、企業等が連携して取り組む、研究開発を終えた製品・サービスの社会実装に向けた検証を支援する

対象事業

応募資格

- 複数の主体で構成するチーム（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等）
- 代表事業者は中小企業（スタートアップを含む）等

プロジェクトの要件

- 重点テーマのいずれかに該当する内容
- 多摩の地域や企業の課題、特徴を踏まえた取組
- 社会実装に向けた検証を多摩地域内で実施
- 令和6年度中に検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプが明確化されている
- 令和7年2月末までに何らかの成果が生じ、対外的な発表が出来ること
- 国・都道府県・区市町村等から何らかの支援を受けて同一の内容で検証を実施していない

<プロジェクト例>

■ DX推進による医療のオンライン化

■ AIを用いた技能人材の継承・拡大



支援内容

(1)ハンズオン支援

伴走支援

- 社会実装に向けたプロジェクトの検証の計画策定から実行について、以下に関する助言等を実施
目標設計及び事業計画策定、企業間調整・進行管理、必要な資金の算出及び調整、検証支援・進行管理、検証結果のとりまとめ及び報告資料作成

メンタリング

- 必要に応じて技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施
（秘密保持契約が必要となる内容は対象外）

(2)費用支援

費用支援

- 検証に要する費用を1プロジェクト当たり最大500万円（税込）支援
- 「事業費」、「委託・外注費」が対象

支援期間

令和6年7月～令和7年3月まで

7月～9月

10月～12月

1月～3月

選定

検証
（準備・実施・結果とりまとめ）

最終
報告

募集要項「1 定義」

1 定義

本事業並びに本募集要項における用語の定義は、以下の通りとします。

本事業	令和6年度多摩イノベーションエコシステム促進事業									
事務局	本事業において、リーディングプロジェクトの募集・選定、支援を行う者。									
リーディングプロジェクト	多摩の地域課題や地域企業の課題の解決に資する、多摩地域でのイノベーション創出のアドバルーンとなり得る取組。									
プロジェクトチーム	リーディングプロジェクトへ参加する複数の事業者等（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関、自治体等）の集合。多摩地域の事業者等が含まれることが望ましい。									
代表事業者	プロジェクトチームのうち主たる企業として応募・運営・管理を行う事業者。本事業では、中小企業（スタートアップを含む）とする。									
多摩地域	東京都のうち23区と島しょ部（伊豆諸島及び小笠原諸島）を除いた30市町村（26市3町1村）									
重点テーマ	多摩地域の社会的な課題や企業の特徴等を捉え、イノベーション創出に向けて設定した、優先的に取り組むべき9つのテーマ。 ◆重点テーマ （「多摩地域のイノベーションエコシステム形成に向けた取組方針」より） <table><tr><td>環境・エネルギー 環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要</td><td>健康・医療 多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進展</td><td>子ども・教育 人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要</td></tr><tr><td>安心・安全 台風等による多摩川や秋川の氾濫、土砂災害など、自然災害が激甚化</td><td>観光・レジャー 都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要</td><td>物流・モビリティ ECの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題</td></tr><tr><td>コミュニティ活性化 空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化</td><td>ビジネスモデル改革 高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要</td><td>人材確保・育成 ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要</td></tr></table>	環境・エネルギー 環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要	健康・医療 多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進展	子ども・教育 人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要	安心・安全 台風等による多摩川や秋川の氾濫、土砂災害など、自然災害が激甚化	観光・レジャー 都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要	物流・モビリティ ECの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題	コミュニティ活性化 空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化	ビジネスモデル改革 高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要	人材確保・育成 ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要
環境・エネルギー 環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要	健康・医療 多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進展	子ども・教育 人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要								
安心・安全 台風等による多摩川や秋川の氾濫、土砂災害など、自然災害が激甚化	観光・レジャー 都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要	物流・モビリティ ECの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題								
コミュニティ活性化 空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化	ビジネスモデル改革 高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要	人材確保・育成 ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要								
検証	研究開発を終えた製品・サービスの社会実装に向けた検証を行うこと。 ◆本事業における支援の範囲 「デモ機を活用した検証」「PoC（概念実証）」「PoCを踏まえた試作品開発」「実証実験（一部の領域）」「実証実験（他領域への展開）」のいずれかに該当するものとする。 <製品・サービス開発の一般的な流れ> 支援の範囲 構想・企画 研究開発 検証 デモ機を活用した検証 PoC（概念実証） PoCを踏まえた試作品開発 実証実験（一部の領域） 実証実験（他領域への展開） 社会実装 （従って、「秘密保持契約の締結」のみなど、具体的な、何らかの新しい技術やビジネスモデルの試用を伴わないものは対象外とする。）									

重点テーマ

- 多摩地域の社会的な課題や企業の特徴等を捉え、イノベーション創出に向けて設定した、優先的に取り組むべき9つのテーマ
- 本リーディングプロジェクトでは、いずれかのテーマに該当する内容のプロジェクトの支援を実施

環境・エネルギー 環境に優しいまちづくりに向け、省エネ化や再生可能エネルギー等の活用が必要	健康・医療 多摩ニュータウンなどを中心に居住者の高齢化が進展	子ども・教育 人口減少が続く中、子育て世代が暮らしやすい環境づくりが必要
安心・安全 台風等による多摩川や秋川の氾濫、土砂災害など、自然災害が激甚化	観光・レジャー 都心部からの立地や豊かな自然環境といった魅力の向上と発信が必要	物流・モビリティ ECの拡大などに伴う物流の効率化や交通弱者への対応が課題
コミュニティ活性化 空き家が増加し、生活環境や治安への影響が懸念、地域での繋がりが希薄化	ビジネスモデル改革 高い技術力を持つ中小企業が成長するためには、新たな事業展開が必要	人材確保・育成 ものづくり企業の技術者等の高齢化に伴い、後継者の確保や育成が必要

検証

- 「研究開発を終えた製品・サービスの社会実装に向けた検証」を指す
 - 「デモ機を活用した検証」「PoC（概念実証）」「PoCを踏まえた試作品開発」「実証実験（一部の領域）」「実証実験（他領域への展開）」のいずれかに該当するもの

募集要項「2 プロジェクトの要件」

2 プロジェクトの要件

リーディングプロジェクトは、以下の要件を全て満たすものとします。

- (1)重点テーマのいずれかに該当するプロジェクト内容であること
 - (2)研究開発を終えた製品・サービスの検証を多摩地域内で実施すること
 - (3)多摩における地域や企業の課題、特徴を踏まえたユニークで魅力的な取組であること
 - (4)将来において多摩地域及び社会へのインパクトや、多摩地域における産業創出への広がり期待できるプロジェクトであること（プロジェクトが中長期に目指す姿が描かれていること）
 - (5)新たな製品・サービスとして、ビジネスや市場に将来性があること
 - (6)令和6年度中に検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプが明確化されていること（※1）
 - (7)令和7年2月末までの検証内容・スケジュールが明確であること
 - (8)検証後の社会実装に向けたステップが明確になっていること
 - (9)令和7年2月末までに何らかの成果が生じ、対外的な発表が出来ること。
 - (10)国・都道府県・区市町村等から何らかの支援を受けて同一の内容で検証を実施していないこと。
- ただし、検証フェーズ・内容等が異なれば本事業の対象となり得る

※1 検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプがすでに完成している、もしくはプロトタイプの設計や構想が完成しており、選定後、検証に向けた取り組みを開始することが可能な状態であること。プレゼンテーション審査の際に試作機や動画等によるデモンストレーションができることが望ましい。

以下の要件を全て満たすこと

(1)重点テーマのいずれかに該当するプロジェクト内容であること

複数のテーマにまたがる内容でも可能だが、応募時には、いずれか1つのテーマを選択いただく

(2)研究開発を終えた製品・サービスの検証を多摩地域内で実施すること

研究開発が完全に終了していないケースでも、製品・サービスの検証を行える状態であれば対象となる

(3)多摩における地域や企業の課題、特徴を踏まえたユニークで魅力的な取組であること

(4)将来において多摩地域及び社会へのインパクトや、多摩地域における産業創出への広がり期待できるプロジェクトであること（プロジェクトが中長期に目指す姿が描かれていること）

(5)新たな製品・サービスとして、ビジネスや市場に将来性があること

(6)令和6年度中に検証を行う製品・サービスの試作品・プロトタイプが明確化されていること

試作品・プロトタイプがすでに完成しているもしくは設計等が完成している状態であれば対象となる

(7)令和7年2月末までの検証内容・スケジュールが明確であること

(8)検証後の社会実装に向けたステップが明確になっていること

(9)令和7年2月末までに何らかの成果が生じ、対外的な発表が出来ること

企業名、取組内容、今後の計画などを可能な範囲で公表する予定

(10)国・都道府県・区市町村等から何らかの支援を受けて同一の内容で検証を実施していないこと

ただし、検証フェーズ・内容等が異なれば本事業の対象となり得る

募集要項「3 応募資格」(1/2)

3 応募資格

応募者は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 複数の主体（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等）で構成するチームであること（※1）
- (2) プロジェクトチームの代表事業者（※2）は、中小企業者（※3）（スタートアップを含む）であること
- (3) プロジェクトチームに参加する主体が、次の①～④のいずれも該当すること
 - ①法令等や公的機関等との契約における違反や税金の滞納がないこと
 - ②公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人・団体等でないこと。政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと
 - ③暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと
 - ④その他、事務局が本プログラムを提供するにふさわしくないと判断する業務等を有さないこと
- (4) 事務局からの支援内容（p4参照）について、ハンズオンおよび費用の両支援を必要としていること
- (5) プロジェクトチームの代表事業者は過去又は現にリーディングプロジェクトの支援を受けた代表事業者ではないこと
- (6) 多摩地域でのイノベーション創出に向けた本プロジェクトの完遂に向け、主体的に取り組む意欲があること

※1 チームの構成は複数主体の連携から成ることが求められる。そのため、チーム構成企業等の役職員が代表事業者の役職員を兼務していないこと、チーム構成企業内において資本の出資関係がないこと

※2 代表事業者は、以下の役割を担うものとする

- (1) プロジェクトチームを代表して応募書類を提出し、費用支援を受領すること
- (2) プロジェクトの中核として運営・管理する責任を負うこと
- (3) 本事業の選定決定後、必要に応じてチーム構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること

※3 中小企業者の定義は、中小企業基本法の規定に基づく

中小企業庁（<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>）

(1) 複数の主体（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等）で構成するチームであること

- 「主体」は企業・団体等の組織が対象
- 自治体、地域団体、NPO等も含まれる

(2) プロジェクトチームの代表事業者は、中小企業（スタートアップを含む）とする

- 代表事業者の役割
 - (1) プロジェクトチームを代表して応募書類を提出し、費用支援を受領すること
 - (2) プロジェクトの中核として運営・管理する責任を負うこと
 - (3) 本事業の選定後、必要に応じてチーム構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること
- 中小企業の定義は、中小企業基本法の規定に基づく

(4) 事務局からの支援内容について、ハンズオンおよび費用の両支援を必要としていること

(5) 主体的に取り組む意欲があること

- 東京都外の企業であっても応募可能

募集要項「3 応募資格」(2/2)

3 応募資格

応募者は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- (1)複数の主体（中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等）で構成するチームであること（※1）
- (2)プロジェクトチームの代表事業者（※2）は、中小企業者（※3）（スタートアップを含む）であること
- (3)プロジェクトチームに参加する主体が、次の①～④のいずれも該当すること
 - ①法令等や公的機関等との契約における違反や税金の滞納がないこと
 - ②公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人・団体等でないこと。政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと
 - ③暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと
 - ④その他、事務局が本プログラムを提供するにふさわしくないと判断する業務等を有さないこと
- (4)事務局からの支援内容（p4参照）について、ハンズオンおよび費用の両支援を必要していること
- (5)プロジェクトチームの代表事業者は過去又は現にリーディングプロジェクトの支援を受けた代表事業者ではないこと
- (6)多摩地域でのイノベーション創出に向けた本プロジェクトの完遂に向け、主体的に取り組む意欲があること

※1 チームの構成は複数主体の連携から成ることが求められる。そのため、チーム構成企業等の役職員が代表事業者の役職員を兼務していないこと、チーム構成企業内において資本の出資関係がないこと

※2 代表事業者は、以下の役割を担うものとする

- (1)プロジェクトチームを代表して応募書類を提出し、費用支援を受領すること
- (2)プロジェクトの中核として運営・管理する責任を負うこと
- (3)本事業の選定決定後、必要に応じてチーム構成企業と共同事業の実施に係る契約を締結すること

※3 中小企業者の定義は、中小企業基本法の規定に基づく

中小企業庁（<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>）

チーム構成企業等の役職員が代表事業者の役職員を兼務していないこと

- ・ 社外取締役など、臨時の役職員も兼務とみなされる

チーム構成企業内において資本の出資関係がないこと

- ・ ここでいう「資本の出資関係」は直接的なものを指す（孫会社など、間接的な資本関係であれば連携可能）

募集要項「4 支援内容」(1/2)

4 支援内容

本事業では、10件程度のリーディングプロジェクトを選定し、事務局から以下の支援を行います。

(1) ハンズオン支援

社会実装に向けたプロジェクトの検証の計画策定から実行について、事務局より以下に関する助言等を行う。

- ①プロジェクト目標設計及び事業計画策定、企業間調整
- ②必要な資金の算出及び調整
- ③検証支援（事前確認、調整、計画書作成等を含む）・進行管理
- ④検証結果取りまとめ及び中間・最終報告資料作成
- ⑤スポットメンタリング（※1）

（※1）必要に応じて、技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施。
原則、1プロジェクトあたり4回までとする。
（秘密保持契約が必要となる内容はスポットメンタリングの対象外。）

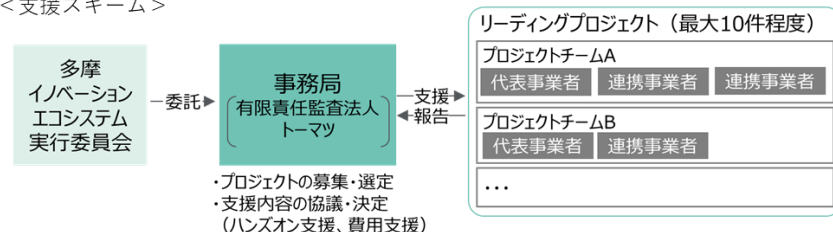
(2) 費用支援

検証に要する費用について、1プロジェクト当たり最大500万円（税込）を支援する。

<対象費目>

大項目	小項目
事業費	安全対策費、機器レンタル費、運搬費、工事費、 役員費、会場使用料、広報費 等
委託・外注費	事業者との秘密保持契約が必要な専門的業務や高度且つ専門的な個別判断が求められるアドバイザーに対する委託・外注費・謝金費用（例：研究開発・法務・知財等に関する専門家からのコンサルティング・サービスや顧問弁理士に対する謝金等）

<支援スキーム>



各リーディングプロジェクトへの支援内容は、応募書類に基づき、選定後に事務局が決定する。

- ・ 10件程度のリーディングプロジェクトを選定
- ・ (1) ハンズオン支援と(2) 費用支援を行う

- ・ プロジェクトごとに新規事業開発等を専門とするコンサルタントを事務局からアサインし、ハンズオン支援を行う

(1) ハンズオン支援

- ① プロジェクト目標設計及び事業計画策定、企業間調整
- ② 必要な資金の算出及び調整
- ③ 検証支援（事前確認、調整、計画書作成等を含む）、
進行管理
- ④ 検証結果取りまとめ及び報告資料作成
- ⑤ スポットメンタリング

※ 必要に応じて、技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施。
原則、1プロジェクトあたり4回までとする。（秘密保持契約が必要となる内容はスポットメンタリングの対象外。）

募集要項「4 支援内容」(2/2)

4 支援内容

本事業では、10件程度のリーディングプロジェクトを選定し、事務局から以下の支援を行います。

(1)ハンズオン支援

社会実装に向けたプロジェクトの検証の計画策定から実行について、事務局より以下に関する助言等を行う。

- ①プロジェクト目標設計及び事業計画策定、企業間調整
- ②必要な資金の算出及び調整
- ③検証支援（事前確認、調整、計画書作成等を含む）・進行管理
- ④検証結果取りまとめ及び中間・最終報告資料作成
- ⑤スポットメンタリング（※1）

（※1）必要に応じて、技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施。
原則、1プロジェクトあたり4回までとする。
（秘密保持契約が必要となる内容はスポットメンタリングの対象外。）

(2)費用支援

検証に要する費用について、1プロジェクト当たり最大500万円（税込）を支援する。

<対象費目>

大項目	小項目
事業費	安全対策費、機器レンタル費、運搬費、工事費、役務費、会場使用料、広報費 等
委託・外注費	事業者との秘密保持契約が必要な専門的業務や高度且つ専門的な個別判断が求められるアドバイザーに対する委託・外注費・謝金費用（例：研究開発・法務・知財等に関する専門家からのコンサルティング・サービスや顧問弁理士に対する謝金等）

(2) 費用支援

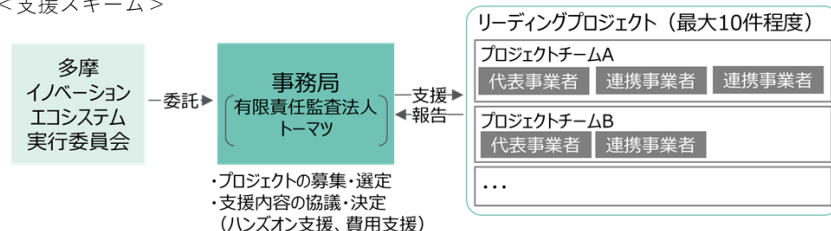
- ・ 検証に要する費用を、
1プロジェクト当たり最大500万円（税込）支援
- ・ 対象費用・金額はプロジェクト選定後に協議のうえ決定

<対象費目>

大項目	小項目
事業費	安全対策費、機器レンタル費、運搬費、工事費、役務費、会場使用料、広報費等
委託・外注費	事業者との秘密保持契約が必要な専門的業務や高度且つ専門的な個別判断が求められるアドバイザーに対する委託・外注費・謝金費用 （例：研究開発・法務・知財等に関する専門家からのコンサルティング・サービスや顧問弁理士に対する謝金等）

※ 参画企業の人件費、検証に関係のない費用、既に導入されていた備品等の購入費などは対象外（検証に必要なカスタマイズ等に係る費用は対象）

<支援スキーム>



各リーディングプロジェクトへの支援内容は、応募書類に基づき、選定後に事務局が決定する。

募集要項「5 支援期間」

5 支援期間

令和6年7月～令和7年3月まで

※支援期間中に中間報告及び最終報告の実施を予定しています。

- 中間報告は11月末、最終報告は2月末を予定。それに合わせて、Webサイトなどを通じた情報発信を予定
- 実証を行う時期は、支援開始後～令和7年2月末までであれば、いつでも可能。ただし、検証結果の分析までを2月末までに終了すること

7月～9月	10月～12月	1月～3月
選定	検証 (準備・実施・結果とりまとめ)	最終 報告

募集要項「6 応募方法」(1/2)

6 応募方法

代表事業者は、下記応募書類を提出期限までに事務局（「問い合わせ先」記載のメールアドレス）まで送付してください。事務局より、受付完了メールを当日中に返信しますので、ご確認ください。なお、代表事業者当たり応募は1件までとします。

※メールに応募書類を添付できない場合は、ファイル共有ツールのダウンロード先リンクを事務局までお送りください。

<応募書類>

No	資料名	記載事項	提出期限
様式1	エントリーシート	・代表事業者名、所在地、連絡先等を記載 ・はんこレスの観点から押印は不要とするが、提出はプロジェクトチーム及び代表事業者での意思決定を踏まえたものであること	5/24(金) 12時
様式2	申込書	・案件名（プロジェクト名称）、代表事業者名、参加事業者名等を記載 ・本事業が支援する先として適切かの確認事項についての回答 ・該当する重点テーマ、希望するハンスオン支援内容（①～⑤から選択）を記載	6/3(月) 12時
様式3	提案書	・「様式5：提案書記載事項一覧」を参照の上、プロジェクトの概要、ビジネスモデル、検証内容、体制・スケジュール等を記載 ・パワーポイント形式、フォントサイズ12pt以上、スライド形式指定あり（「参考資料」は自由様式とし、上限3枚までとする。）	6/3(月) 12時
様式4	経費算出書類	・希望する対象費目（事業費、委託・外注費）、金額等を記載	6/3(月) 12時
様式5	提案書記載事項一覧	・提案書において、提案書記載事項に該当する内容が記載されているページ番号	6/3(月) 12時

- 代表事業者が、提出期限までに応募書類を事務局まで送付

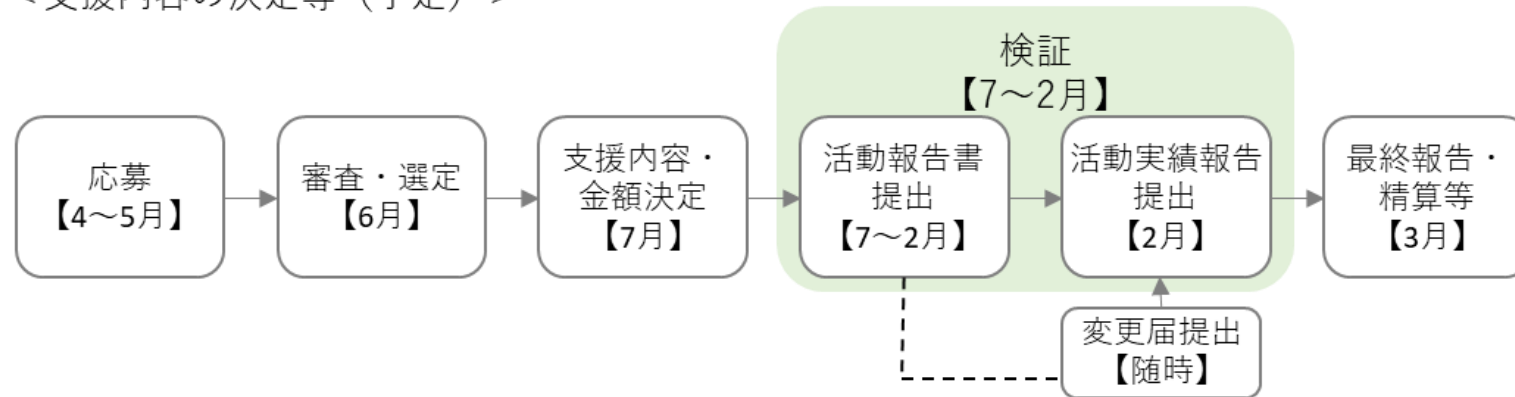
<応募書類>

様式1	エントリーシート	} 5/24（金）12時✕
様式2	申込書	
様式3	提案書	} 6/3（月）12時✕
様式4	経費算出書類	
様式5	提案書記載事項一覧	

- 代表事業者当たり応募は1件まで
※連携事業者としてであれば、複数案件での応募も可能

募集要項「6 応募方法」(2/2)

< 支援内容の決定等（予定） >



- ・事務局は、応募書類に基づき審査を行い、ハンズオン支援内容及び支援対象費目・金額を決定する。決定以前に発生した経費は支援対象外となる。
- ・代表事業者は、支援期間中の活動状況・費用の使用状況について、事務局が別途指定する「活動報告書」を定期的に提出すること（提出頻度は選定後に決定）。
- ・事務局は、提出された「活動実績報告」の検収後に、最終的な支払額を決定し、代表事業者に支払を行う。
- ・支援内容等決定後にやむを得ず取組内容の変更、遅延、中止等が発生する場合、事務局との協議により支援内容や支援対象費目・金額の変更を行う。その際、代表事業者は「変更届」（後日様式を配布）を提出すること。なお、必ずしも変更が認められるとは限らない。

- ・ 支援期間中は、定期的に「活動報告書」の提出が必要
- ・ 費用の支払いは、報告書の検収後、年度末を予定

募集要項「7 審査・選定方法」

7 審査・選定方法

(1)審査基準

以下の基準を満たすか否かを審査の観点とする。

詳細な審査基準については、「様式5：提案書記載事項一覧」を参照。

- ・事業趣旨との合目的性
- ・新規性・独自性
- ・市場性
- ・検証の有効性
- ・実現可能性

審査基準

- ・事業の趣旨との合目的性
- ・新規性・独自性
- ・市場性
- ・検証の有効性
- ・実現可能性

※ 詳細な審査基準は、「様式5：提案書記載事項一覧」を参照

(2)書面審査

提出された書類に基づき、事務局にて書面審査を行う。

提案が「2 プロジェクトの要件」「3 応募資格」に合致しているか審査を行い、要件を満たしていない場合、この時点で審査を終了する。また、審査の過程で、事務局から応募内容に関して追加の説明や資料の提出を求めることがある。

(3)プレゼン審査

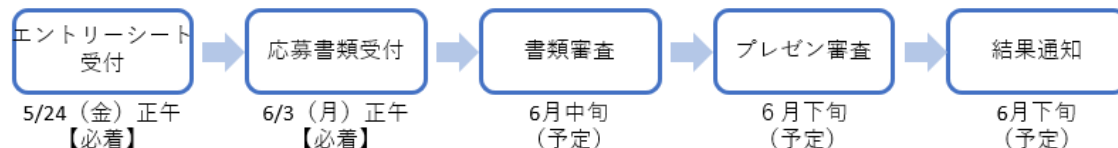
書面審査を通過した提案について、6月下旬を目途に口頭プレゼンテーションと質疑応答を実施する。

(4)選定結果通知

6月下旬を目途に応募者に通知する。

なお、選考過程は公表しない。また、審査結果についての異議申立は受け付けない。

<応募～選定の流れ>



審査の流れ

- ・書面審査：6月中旬（予定）
※ 応募内容に関して追加の説明や資料の提出を求めることがある
- ・プレゼン審査：6月下旬（予定）
- ・結果通知：6月下旬（予定）

募集要項「9 留意事項」

9 留意事項

(1)応募に際して

- ・ 応募者である代表事業者は、応募時に入力する個人情報については以下を承諾するものとする。
 - ①応募時に入力する個人情報は、本事業の範囲内でのみ利用すること
 - ②応募様式の提出をもって、入力した個人情報が上記の利用目的の範囲内で、審査員（外部有識者含む）に提供されることに同意したものとみなされること
- ・ 企画提案及び応募書類作成に要する全ての費用は、応募者の負担とする。

(2)プロジェクト選定後

- ・ 検証は、関係法令等を遵守し、選定されたプロジェクトチームの責任で実施すること。
検証の実施に際して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、プロジェクトチームがその費用を負担すること。また、法的な確認等が取れない場合、選定見送りとなることがある。
- ・ 本事業で発生した知的財産権等は、プロジェクトチームに帰属する。

(3)協力事項

- ・ 事務局との定期的なミーティング（隔週に1回程度）を実施し、進捗状況や課題等についての共有・協議の場を設け、支援を受けること。
- ・ リーディングプロジェクトに参加する事業者等は、多摩イノベーションコミュニティ（※）への参画を原則とする。
- （※）多摩地域でのイノベーション創出に関心を持つ事業者等の交流・相互連携を目的とするコミュニティ。コミュニティでは、事業者等による交流・連携の活性化やビジネスアイデア・新たなプロジェクトの創出を目指したワークショップ等の活動を実施している
- ・ リーディングプロジェクトに参加する事業者等は、事務局が行う本事業のイベント・WEBサイト等での情報発信や各種調査等に協力すること。

・ 定期的なミーティング
の実施

・ 後ほど説明

応募様式 「様式1 エントリーシート」

・ 黄色箇所記入

様式1

令和6年度 多摩イノベーションエコシステム促進事業 リーディングプロジェクト
- エントリーシート -

令和 6年 月 日

(提出期限: 5/24 (金) 12時)

「多摩イノベーションエコシステム促進事業」事務局
有限責任監査法人トーマツ 行

企業名 ○○○
代表者名 ○○○

当社は、代表事業者として多摩イノベーションエコシステム促進事業のリーディングプロジェクトに応募します。

企 業 名	○○○
区 分 (選 択 制)	
業 種 ※ (選 択 制)	
業 種 補 足 (その他内容等)	
所 在 地	○○○
部 署	○○○
役 職	○○○
氏 名	○○○
電 話	○○○
メールアドレス	○○○

※御社の業種については、以下を参考にご選択ください(総務省HP-日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行))
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

プロジェクト名称	○○○
該当する重点テーマ (選 択 制)	選択してください
プロジェクト概要	(100文字程度で簡単に記載ください)

※事務局記入欄

受 付 年 月 日	令和 6年 月 日
担 当	

- ・ 代表事業者の情報を記入 (黄色箇所)
- ・ はんこレスの観点から押印は不要。ただし提出はプロジェクトチーム及び代表事業者での意思決定を踏まえたものである必要あり

- ・ 応募を予定しているプロジェクトの概要を記入
- ・ プロジェクト名称(仮名称でも可)、関連する重点テーマ、プロジェクト概要を記入。概要欄に文字制限はありませんが、100文字程度の簡単なもので問題ありません

応募様式 「様式2 申込書」

- 黄色箇所記入

様式2 (表面)			
令和6年度 多摩イノベーションエコシステム促進事業 リーディングプロジェクト - 申込書 -			
多摩イノベーションエコシステム促進事業 事務局 有限責任監査法人トーマツ 行			
プロジェクト名称	:	〇〇〇	
該当する重点テーマ	:	選択してください	
代表事業者名	:	〇〇〇	
令和 6年 月 日 (提出期限: 6/3(月)12時)			
代表事業者	企業名	〇〇〇	
	部署	〇〇〇	
	役職	〇〇〇	
	氏名	〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇	
	メールアドレス	〇〇〇	
日程調整や資料の提出等、 代表者以外の方で連絡可能な方がいる場合は記載	事務連絡担当	氏名	
		電話番号	
		メールアドレス	
プロジェクトチーム (代表事業者を除く) ※連携事業者としての承諾有無を選択ください (○: 承諾済み △: 調整中 ×: 未打診)	事業者名	承諾有無	
	1社目		
	2社目		
	3社目		
	4社名以降		
本事業が支援する先として適切な確認事項についての回答			
確認事項 (詳細は募集要項P3「応募資格」、P7「留意事項」をご確認ください)		確認されたら「✓」を選択してください	
(1)複数の主体(中小企業、スタートアップ、大企業、大学、研究機関等)で構成するチームであること ※チーム構成企業等の役職員が代表事業者の役職を兼任していないこと、またチーム構成企業内において資本の出資関係がないこととする			
(2)プロジェクトチームの代表事業者は、中小企業(スタートアップを含む)とする			
(3)プロジェクトチームに参加する主体が、次の①～④のいずれも該当すること ①法令等や公的機関等との契約における違反や税金の滞納がないこと ②公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人・団体等でないこと、政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする組織体でないこと ③暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴力団条例」という。))第2条第2号に規定する暴力団をいう。に該当せず、又は法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)に該当する者がいないこと ④その他、事務局が本プログラムを提供するにふさわしくないと判断する業務等を有さないこと			
(4)事務局からの支援内容について、ハンズオンおよび費用の両支援を必要としていること			
(5)プロジェクトチームの代表事業者は過去又は現にリーディングプロジェクトの支援を受けた代表事業者ではないこと			
(6)多摩地域でのイノベーション創出に向けた本プロジェクトの完遂に向け、主体的に取り組む意欲があること			
(7)募集要項における「留意事項」を理解し、必要な協力を行うこと			

- 現時点で希望する支援内容を記載いただく
(支援内容はプロジェクト選定後に協議を経て決定)

様式2 (裏面)	
プロジェクト名称	: 〇〇〇
該当する重点テーマ	: 選択してください
代表事業者名	: 〇〇〇
希望するハンズオン支援内容(詳細は募集要項P4「(1)ハンズオン支援」をご確認ください)	
①プロジェクト目標設計及び事業計画策定、企業間調整	
②必要な資金の算出及び調整	
③検証支援(事前確認、調整、計画書作成等を含む)・進行管理	
④検証結果取りまとめ及び中間・最終報告資料作成	
⑤スポットメンタリング※	
※必要に応じて、技術、知財、法律等に関する専門家を事務局が紹介し、メンタリングを実施。原則、1プロジェクトあたり4回までとする。(秘密保持契約が必要となる内容はスポットメンタリングの対象外。)	
希望するハンズオン支援内容詳細	
①プロジェクト目標設計及び事業計画策定、企業間調整	
②必要な資金の算出及び調整	
③検証支援(事前確認、調整、計画書作成等を含む)・進行管理	
④検証結果取りまとめ及び中間・最終報告資料作成	
⑤スポットメンタリング	

応募様式 「様式3 提案書フォーマット」

- フォーマットの項目に沿って作成いただく

様式3

2. ビジネスモデル

審査の観点 新規性・独自性・市場性

様式3

1. プロジェクトの概要

審査の観点 事業趣旨との合目的性

多摩イノベーションエコシステム促進事業
リーディングプロジェクト
提案書

プロジェクト名：＜次ページの「プロジェクト案件名」＞（＜重点テーマ名＞）
代表事業者名：XXX

多・レジャー、

ください＞

掲載してください＞

ニール

ください＞
ください＞

果等＞

応募様式 「様式4 経費算出書類」

- 対象費目と金額を記載いただく（黄色箇所）
※支援内容と金額は、プロジェクト選定後の7月に代表事業者と事務局との協議により決定する予定

※黄色箇所にご記入ください

令和6年度 多摩イノベーションエコシステム促進事業 リーディングプロジェクト
- 経費算出書類 -

プロジェクト名称
代表事業者名

総事業費を記載下さい（総事業費のうち、費用支援（上限500万（税込））を希望する費目に○を選択してください）

（提出期限：6/3(月)12時）

大項目	No	小項目※	詳細	単価	数量	単位	計（税抜）	消費税（10%） （10%以外の場合は手入力）	計（税込）	費用支援を 希望する費目
	1			円			0円	0円	0円	
	2			円			0円	0円	0円	
	3			円			0円	0円	0円	
	4			円			0円	0円	0円	
	5			円			0円	0円	0円	
	6			円			0円	0円	0円	
	7			円			0円	0円	0円	
	8			円			0円	0円	0円	
	9			円			0円	0円	0円	
	10			円			0円	0円	0円	
合計							0円	0円	0円	

※小項目の記載内容は募集要項を参考とするが、項目はこれに限らない

大項目	小項目
事業費	安全対策費、機器レンタル費、運搬費、工事費、 役務費、会場使用料、広報費 等
委託・外注費	事業者との秘密保持契約が必要な専門的業務や高度且つ専門的な個別判断が求められるアドバイザーに対する委託・外注費・謝金費用（例：研究開発・法務・知財等に関する専門家からのコンサルティング・サービスや顧問弁護士に対する謝金等）

総合計 0円
費用支援を希望する費目合計 0円

- 経費が確定していない場合も可能な限り正確に申請いただく
※支援金額決定後やむを得ない場合には、事務局と協議のうえ、変更届を提出し認められれば対象費目・金額の変更は可能である。ただし、必ず変更が認められるとは限らない

応募様式 「様式5 提案書記載事項一覧」

※黄色箇所にご記入ください

様式5

令和6年度 多摩イノベーションエコシステム促進事業 リーディングプロジェクト
- 提案書記載事項一覧 -

プロジェクト名称 : ○○○

代表事業者名 : ○○○

提案書（様式3）と照らし合わせ、
大項目・小項目の内容が記載されて
いるか、最終的に確認ください

(提出期限：6/3(月)12時)

▼提案書は、「様式3 提案書フォーマット」に基づき作成してください

大項目	No	小項目	提案書フォーマット 記載箇所	提案書 記載頁
事業趣旨との 合目的性	1	多摩における地域課題や企業課題の解決に貢献しえるか (重点テーマのいずれかに該当するプロジェクト内容か)	1.プロジェクトの概要	
	2	将来において多摩地域及び社会へのインパクトや、多摩地域における産業創出への広がりが期待できるプロジェクトか	1.プロジェクトの概要 7.プロジェクトの目指す姿	
新規性・独自性	3	新しいサービス/製品になりえる技術やビジネスモデルがあるか	2.ビジネスモデル 3.市場規模 / 比較優位性	
	4	多摩における地域や企業の課題、特徴を踏まえたユニークで魅力的な取組か	2.ビジネスモデル 3.市場規模 / 比較優位性	
市場性	5	想定するサービス/製品はビジネスや市場に将来性があるか	2.ビジネスモデル 3.市場規模 / 比較優位性	
	6	想定するサービス/製品は競合優位性があるか	2.ビジネスモデル 3.市場規模 / 比較優位性	
検証の有効性	7	本年度検証される内容が明確になっているか	4.検証内容	
	8	想定している試作品・プロトタイプは検証の目的に沿っているか	4.検証内容	
実現可能性	9	本年度取り組むべき計画や体制等が明確になっているか	4.検証内容 5.体制 6.本年度スケジュール	
	10	本年度取り組む検証内容は実現可能か	4.検証内容 5.体制	
	11	社会実装に向けたステップが明確になっているか	7.プロジェクトの目指す姿	

（参考）リーディングプロジェクト



多摩地域でのイノベーション創出のアドバランとなる「リーディングプロジェクト」を作り出すため、製品・サービスの社会実装に向けた検証に取り組むプロジェクトを令和5年度は10件選定し、支援しました。

【環境・エネルギー】

株式会社humorous
電気を使わず高輝度蓄光素材を活用し、暗闇を安心にする新しいあかりの検証



【環境・エネルギー】

株式会社ティービーエム
厨房排水油脂のバイオ燃料化を通じた脱炭素アクションの「見える化+魅せる化」アプリの検証



【人材確保・育成】

石川酒造株式会社
酒造りの工程におけるIoT技術を用いた品質管理・技術承継の検証



【ビジネスモデル改革】

旭栄研磨加工株式会社
地域の中小製造業の連携による微細加工技術を活用した新製品開発



【環境・エネルギー】

株式会社yuni
寝具等の再生素材化によるサーキュラーエコノミー実現に向けた検証



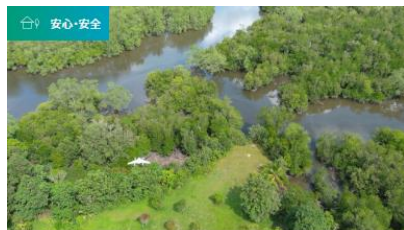
【環境・エネルギー】

株式会社カミカグ
商業施設の廃棄資源を活用したアップサイクル製品の開発



【安心・安全】

エアロセンス株式会社
垂直離着陸型固定翼ドローンによるレーザー計測を活用したスマート林業の検証



【健康・医療】

株式会社OUI
新眼科医療機器を用いた包摂的な眼科診断モデルの検証



【物流・モビリティ】

株式会社イノフィス
倉庫・配送業務におけるパワーアシストスーツを活用した業務負荷軽減の検証



【観光・レジャー】

カエルム株式会社
トレーラー型ソーラーステーション×小型EVによる山間部での二次交通パッケージの検証



多摩イノベーションエコシステム促進事業とは

多摩地域に集積する技術力の高い中小企業が大学・研究機関など、多様な主体と交流・連携し、イノベーションを起こし続ける好循環をつくるさまざまな取組を進めています

リーディング
プロジェクト

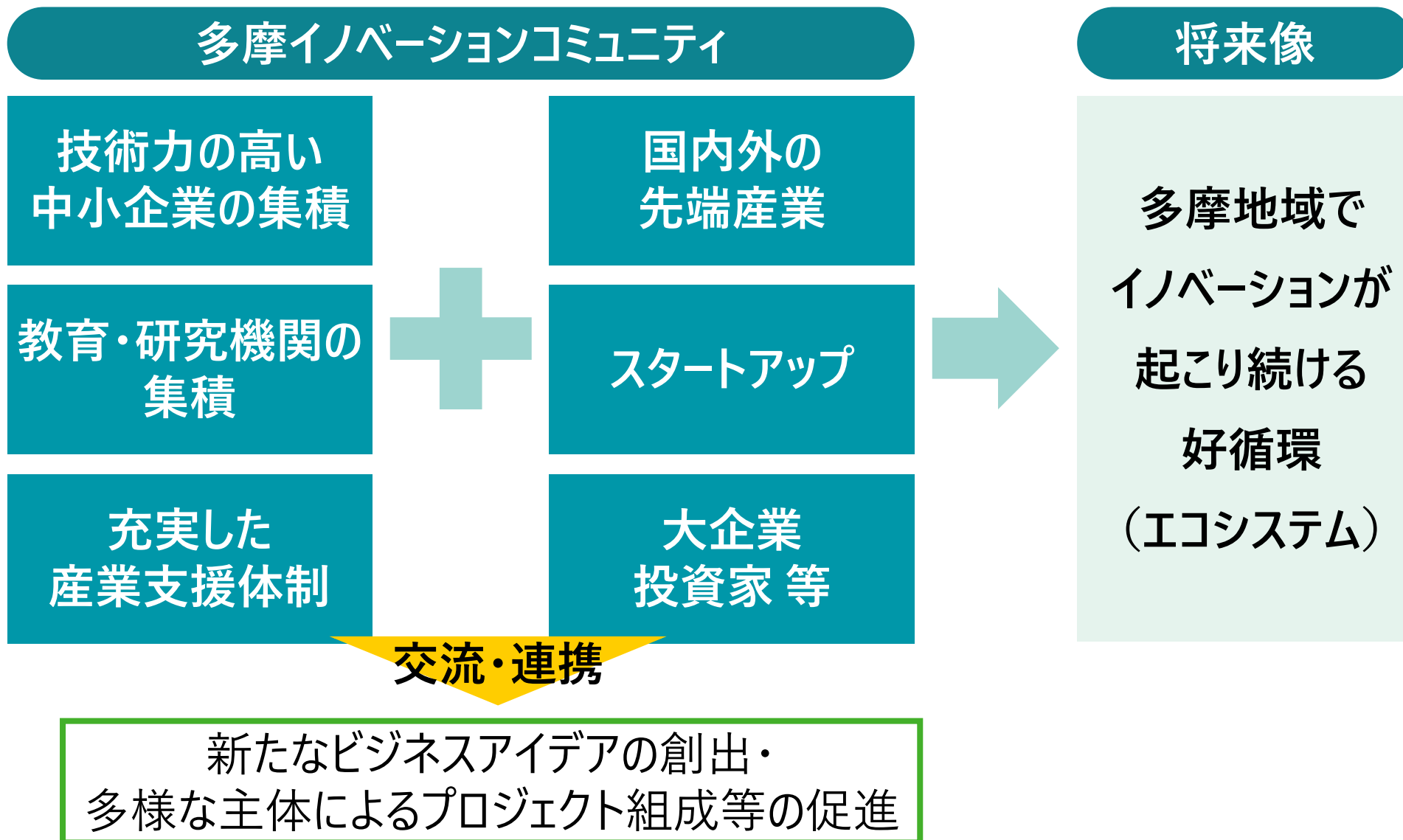
多摩
イノベーション
コミュニティ

企業等の
掘り起こし

情報発信
(WEBサイト等)

多摩地域・
区部向け
イベント

多摩イノベーションコミュニティとは



(参考) 多摩イノベーションコミュニティの主な取組内容

ワークショップ・交流会の開催

- 令和5年度年度9回開催・各回30～50名が参加
 - 交流連携WS：3回
テーマ例『ビジネス視点で多摩地域の魅力創出！』
 - 産学連携WS：1回
テーマ例『産学連携ワークショップ Meet up in TAMA』
 - アイデア検討・創出WS：5回
テーマ例『多摩地域の課題解決に向けたビジネスアイデア創出ワークショップ』
- 各回ワークショップ後に交流会を実施



(参考) 多摩イノベーションコミュニティ会員

全253会員

※2024年2月末時点

今後の流れ

応募方法・提出期限

- ◆応募方法：事務局のメールアドレス宛に、応募書類を送付してください。
- ◆提出期限：エントリーシート 令和6年5月24日（金）12 時00分（正午）まで【必着】
応募書類 令和6年6月 3日（月）12 時00分（正午）まで【必着】

- ※ 本プロジェクトや応募に関して、ご不明点等ございましたら個別での質疑対応やご相談も行いますので、事務局までご連絡ください
- ※ また、応募に向け連携先を探されている場合、可能な範囲でマッチング支援も行います。ご希望の場合には事務局までご連絡ください（実現できない場合もございますのでご了承ください）
- ※ 書面審査通過後のプレゼン審査日程につきましては、日程が決まり次第、webに情報を掲載いたします